

NPO 法人の 条例規定制度に関する手引き

目次

1 条例規定制度とは	2
2 条例規定制度のメリット	2
3 市川市における条例規定の基準	4
4 条例に規定されるための手続き	5
5 年間スケジュール	5
6 申出について	6
7 条例に規定された後の手続き	7
8 事業年度が終わるごとに市へ提出が必要な書類	7
9 寄附者(市民)に対する証明書の交付と周知	8
10 寄附者名簿の保存と提出	10
11 変更時に届出が必要となる事項	10
12 条例に規定される必要がなくなったとき	11
13 条例の規定を削る手続きを開始するとき	11
<参考> 主な申出書類の記載例	12
<巻末> 条例規定制度に係る書類一覧	19

1 条例規定制度とは

NPO法人への寄附を促進し、NPO法人の財政基盤の強化と活動の一層の充実を図ることを目的とした制度です。

一定要件の審査を受けた NPO 法人が、市川市の市税条例に指定されると、当該 NPO 法人へ寄附をした市民の方は、個人住民税の税額控除を受けられます。また、当該 NPO 法人は、認定NPO法人になるための要件の一つである公益要件（パブリックサポート）が免除されます。

2 NPO 法人における条例規定制度のメリット

1) 寄附者に対する税制上の措置

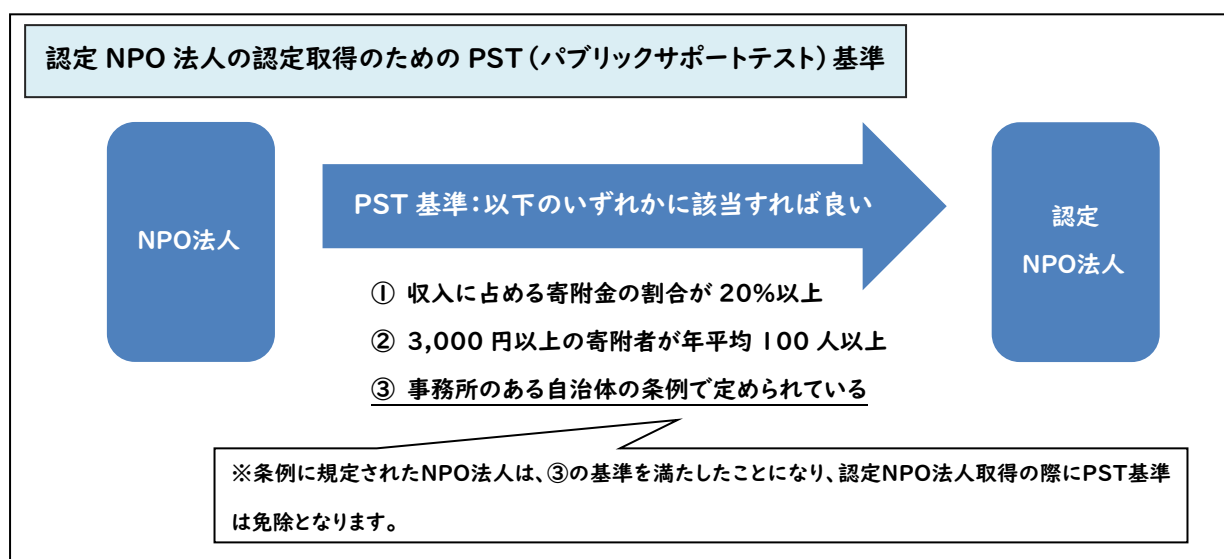
市税条例に指定されたNPO法人（以下、「指定 NPO 法人」という。）に寄附をした市民の方は、当該寄附金から2千円を控除した 金額の6%が市民税の税額控除の対象となります。

このことから、指定 NPO 法人としては、自分の団体に寄附をしていただく際のメリットを市民に対しアピールすることができ、寄附の促進につなげることができます。

2) 認定NPO法人になるための公益要件のクリア

寄附金控除をはじめとした多様な税制上の優遇措置を受けることが出来る「認定 NPO 法人」になるには、一定の基準を満たす必要があり、その基準の中で最も難しいとされているのが公益要件（PST）基準です。

指定 NPO 法人となった場合には、この公益要件（PTS）基準を満たしたものとされ、免除されます。



(参考) 認定NPOと条例規定を受けたNPO法人の税制上の優遇について

対象となる寄附	税目	優遇措置の内容	該当の可否	
			認定	条例規定
個人からの寄附	所得税	寄附金控除の対象となる (所得控除と税額控除のどちらかを選択) ○所得控除:寄附金(所得金額の40%相当額が限度)から2,000円を控除した金額を総所得金額から控除 ○税額控除:寄附金(所得金額の40%相当額が限度)から2,000円を控除した金額の40%(所得税額の25%相当額が限度)を所得税額から控除	○	×
	住民税 (県民税)	寄附金控除の対象となる ○税額控除:寄附金(総所得金額等の30%相当額が限度)から2,000円を控除した金額の4%(県民税)を税額から控除	○ (※)	×
	住民税 (市民税)	寄附金控除の対象となる ○税額控除:寄附金(総所得金額等の30%相当額が限度)から2,000円を控除した金額の6%(市区町村税)を税額から控除	○ (※)	○
法人からの寄附	法人税	損金参入が可能となる 一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可能	○	×
NPO法人自身への優遇措置		みなし寄附金として、損金参入が可能となる 収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可能 ○損金算入限度額:所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲(法改正前に国税庁の認定を受けた法人は、所得金額20%相当額までの範囲)	○	×
相続財産の寄附	相続税	相続税が軽減となる 寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×

注) ○…税制上の優遇措置の適用あり ×…適用なし ○(※)…千葉県内のみ対象

3 市川市における条例規定の基準

条例に規定されるには、①から⑥全ての基準を満たす必要があります。

基準① 特定非営利活動促進法の規定を遵守していること

基準② 暴力団又は暴力団密接関係者でないこと

基準③ 主たる事務所の所在地が市川市内にあること

市内に主たる事務所がない場合は、市川市内でサービスを提供していても、対象とはなりません。

基準④ 市川市内において活動を行っていること

活動対象を市川市内に限定するものではありませんが、少なくとも市内において活動実績があることが必要です。

基準⑤ 申出を行う日の属する年度の直近の2事業年度において、3,000 円以上の寄附金を支出する者が平均 30 人以上いること

基準⑥ 市税を滞納していないこと

該当する市税は 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税 となります。
また、特別徴収義務者として登録がある場合は、こちらも該当します。

〈基準⑤算定の対象となる寄附の考え方について〉

算定の対象となる寄附は、下記の3点を満たしているものに限ります。

- 1.対価性がない
- 2.任意性がある
- 3.寄附者等の氏名と住所が明らかなもの

なお、役員、役員と生計を一にする者は算定の対象とはなりません。

また、生計を一にする者は合算し、1人とみなします。

(算定の対象となる寄附例)

・寄附金、賛助会費※、現物寄附(現物寄附を換金し、3,000 円以上になった場合)、協賛金(対価がなく、寄附として領収書を発行している場合)

※ 賛助会費の対価について

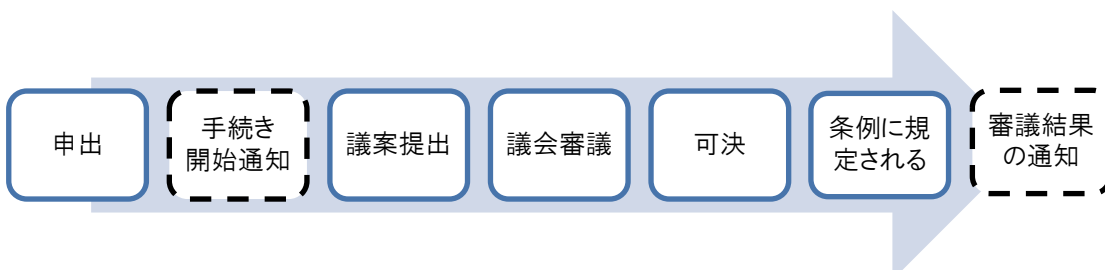
賛助会員への金銭面での割引等の便益がある場合は、割引金額の多寡に関わらずそれが会費に対しての対価と判断されます。(例 研修会、イベントの参加費の割引、会員価格になる場合)

賛助会員のイベント割引をうたっているが、実際にはイベントが開催されていない場合も、割引に期待して会員になることも考えられることから、イベントが実施されなかったとしても、対価があるとみなされます。

なお、無償で定期的に配布される会報などは対価にあたりません。

4 条例に規定されるための手続き

条例に規定されるためには、本市が定める基準を満たし、申出を行い、議会の承認を得ることが必要になります。



申出後の手続きの過程において、申出を行ったNPO法人宛に経過報告を兼ねて、2度通知をお送りします*。

*1 回目の通知は提出いただいた書類の確認が終了し、条例に名称等を規定するための手続きを開始する際（議案提出前）に、2 回目の通知は、議会での審議が終わった際にお送りします。なお、提出いただいた書類が基準等を満たさなかった場合、また、議会の審議の結果「否決」となった場合においても通知をお送りします。

5 年間スケジュール

	条例規定までの流れ
事前相談	随時
申出期間	7月上旬(予定)
議案提出	9月議会
議案審議	8月下旬~9月下旬
条例規定(条例公布)	9月下旬
寄附金税額控除 適用時期	条例に規定された年の1月1日から12月31日までの寄附金が、翌年度個人市民税の寄附金税額控除の対象

6 申出について

《申出時に必要な書類》 申出をお考えの場合は、事前に NPO・市民活動支援課までご相談ください。

書類一覧(1~3 は申出に必要な書類。4~10 は添付が必要な書類)

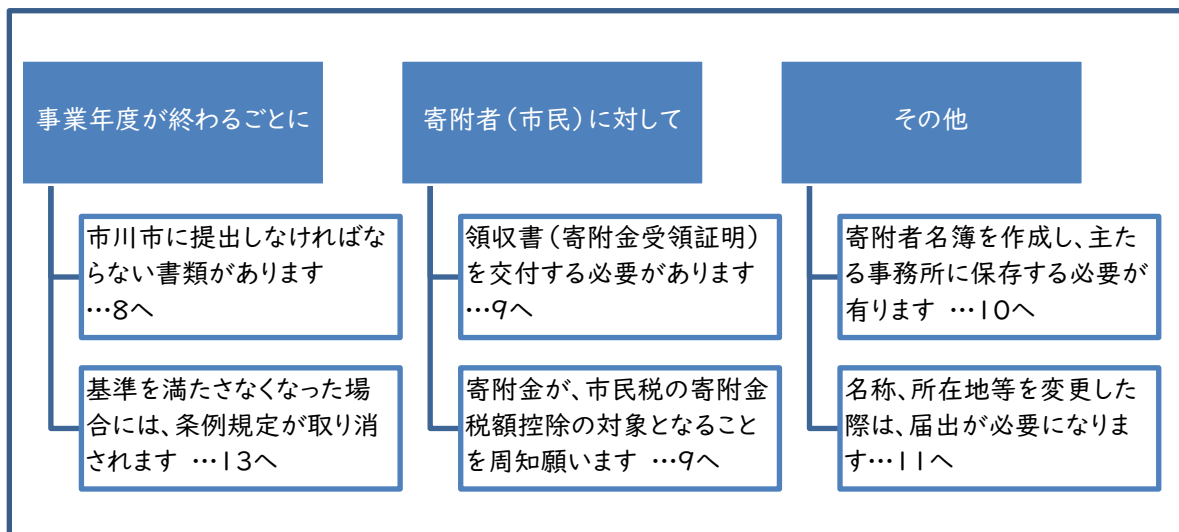
- 1 市川市控除対象特定非営利活動法人申出書(様式第1号)
- 2 寄附者実績(様式第2号)
- 3 寄附者名簿(様式第3号)
- 4 定款の写し
- 5 特定非営利活動法人として設立の認証を受けたことを証する書類の写し
- 6 履歴事項全部証明書(原本・交付から3ヶ月以内のもの)
- 7 事業報告書等(特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう)の写し
 - ① 直近の事業年度の事業報告書
 - ② 直近の事業年度の活動計算書
 - ③ 直近の事業年度の貸借対照表
 - ④ 直近の事業年度の財産目録
 - ⑤ 直近の事業年度の年間役員名簿
 - ⑥ 直近の事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- 8 役員名簿(特定非営利活動促進法第28条第2項に規定する役員名簿をいう)の写し
- 9 寄附に対価がないこと等に関する確認書
- 10 その他市長が必要と認める書類
 - ① 寄附領収書(3,000円以上の寄附者が30人以上いることを確認する)
 - ② 様式第3号の寄附者データ(3,000円以上の寄附者が30人以上いることを確認するためにexcelデータの提供を依頼するもの)

《申出期間・申出先》

7月上旬 (予定)

申出先 市民部 NPO・市民活動支援課 047-712-8704

7 条例に規定された後の手続き



8 事業年度が終わるごとに市へ提出が必要な書類

《事業年度終了後に提出が必要な書類》 (事業年度終了後3ヶ月以内)

書類一覧

- 1 市川市控除対象特定非営利活動実績報告書(様式第5号)
- 2 寄附者実績(様式第2号)
- 3 事業報告書等(特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう)の写し
 - ① 直近の事業年度の事業報告書
 - ② 直近の事業年度の活動計算書
 - ③ 直近の事業年度の貸借対照表
 - ④ 直近の事業年度の財産目録
 - ⑤ 直近の事業年度の年間役員名簿
 - ⑥ 直近の事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- 4 寄附者名簿(地方税法第314条の7第13項に規定する寄附者名簿の写し)

※様式第3号を参考に作成してください。また、名簿は地方税法施行規則により5年間の保管が義務付けられています。
- 5 寄附に対価がないこと等に関する確認書
- 6 その他市長が必要と認める書類

※事業終了後3か月以内に報告資料が提出されない場合は、条例規定の基準を満たしているか判断ができないため、条例に規定することができなくなりますのでご注意ください。

9 寄附者（市民）に対する証明書の交付と周知

(1) 領収書（寄附金受領証明）の交付

寄附者が寄附金税額控除を受けるためには、寄附をしたことを証明する書類が必要となります。決まった様式はありませんが、次の項目は必ず記載してください。

- ①寄附者の住所 ②寄附者の氏名 ③寄附金額
- ④寄附を受領した年月日 ⑤NPO法人名 ⑥代表氏名

次の例を参考に、寄附者に対して領収書（寄附金受領証明）を作成してください。

<p>領収書（寄附金受領証明）（例）</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>¥ _____</p> <p>上記の金額を受領いたしました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">特定非営利活動法人〇〇〇〇会 代表 市川 太郎</p> <p>（注）当法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金は市川市の条例に規定された寄附金であり、寄附をした翌年1月1日に市川市にお住まいの方は、この領収書を添付して申告することにより、市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。</p>	
---	--

(2) 周知

- 当該NPO法人への寄附金が市民税の寄附金税額控除の対象となることを伝えてください。
（控除の対象は、寄附をした翌年1月1日に市川市にお住まいの方のみ）
- 控除を受けるためには、市川市への申告が必要となることを伝えてください。
- 寄附者名簿を市川市に提出することを伝えてください。

(寄附金税額控除の手続きについて)

寄附者(市民)は寄附した法人が市川市税条例の規定のみ受けているNPO法人の場合は、「市川市役所の市民税課」に申告してください。寄附した法人が「認定NPO法人」の場合は「税務署」で確定申告を行ってください。

	条例規定のみのNPO法人	認定NPO法人
申告方法	個人住民税の申告	確定申告
書類の提出先	市川市役所 市民税課	所轄税務署
申告期限	寄附をした年の翌年の3月15日まで	
添付書類	寄附金受領証明書(領収書) 1.寄附者の住所、2.寄附者の氏名、3.寄附金額、4.寄附を受領した年月日、 5. NPO法人名、6.認定を受けている、あるいは市川市の条例で規定されている等の旨を記載	
税の軽減対象	寄附をした年の翌年度の個人住民税	寄附をした年の所得税と 寄附をした年の翌年度の個人住民税

(寄附金税額控除額について)

条例規定されたNPO法人へ寄付した場合の控除額の算定は以下の方法で行われます。

<p>寄附金額から2,000円を引き、残りの金額の6%が控除されます。</p> <p>【例】10,000円を寄附した場合 $(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 6\% = 480 \text{円} \dots 480 \text{円}$が控除</p> <p>なお、寄附金額が総所得金額等の30%を超える場合は、総所得金額等の30%から2,000円を引き、残りの金額の6%が控除されます。</p> <p>【例】総所得金額等が20,000円の人が10,000円を寄附した場合 $(20,000 \text{円} \times 30\% - 2,000 \text{円}) \times 6\% = 240 \text{円} \dots 240 \text{円}$が控除</p>
--

(条例の規定から削除されたNPO法人への寄附について)

条例から削除されたNPO法人に対する寄附は控除の対象外となります。
 詳細については、市民税課にお問い合わせください。

10 寄附者名簿の保存と提出

条例に規定されたNPO法人は、事業年度が終了してから3か月以内に「前事業年度の寄附者名簿」を作成し、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所と市内の事務所に備え置く必要があります。また、事業年度ごとに作成したこの寄附者名簿を、当該事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所に保存しなければなりません。

※ 参考(根拠法令)

<p>(寄附金税額控除) 地方税法第314条の7第13項 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿(各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。)を備え、これを保存しなければならない。</p>
<p>(寄附金税額控除) 地方税法施行規則第1条の18 法第37条の2第13項及び第314条の7第13項の寄附者名簿は、法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものとし、当該事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。</p>

11 変更時に届出が必要となる事項

条例に規定されたNPO法人の名称や主たる事務所の所在地が変更された場合、条例に規定された法人名称等を変更するため条例改正が必要となります。

市川市控除対象特定非営利活動法人条例規定事項変更申出書(様式第6号)に変更後の内容がわかる履歴事項全部証明書(原本)を添付し申出を行ってください。

なお、定款の記載内容、役員の氏名・住所等、市内の事務所の所在地、現に行っている事業の内容が変更された場合にも変更の届出が必要です。

《主な届出事由と添付書類》

届出事由	添付書類
主たる事務所の所在地の変更	変更後の定款 履歴事項全部証明書(原本)
NPO法人の名称の変更	
代表者の氏名の変更	変更後の定款 履歴事項全部証明書(コピー可) 等 変更した内容が分かるもの
定款の記載内容の変更	
現に行っている事業内容の変更	
役員の氏名又は住所若しくは居所の変更	変更後の役員名簿

12 条例に規定される必要がなくなったとき

条例に規定されたNPO法人が、条例に規定される必要がなくなったときは、条例から削除するため条例改正が必要となります。

市川市控除対象特定非営利活動法人条例規定事項削除申出書(様式第7号)に、条例に規定される必要がなくなった旨を記載し、申出を行ってください。

13 条例の規定を削る手続きを開始するとき

市長は次のいずれかに該当すると認められるときは、条例に規定された法人名称等を削る手続きを開始することとなります。

《主な取消事由》

- 所轄庁がNPO法人の認証を取り消したとき
- 条例に規定するための基準に該当しなくなったとき
- 直近の2事業年度において、3,000円以上の寄附者が平均30人未満となったとき
- 実績報告書を市川市に提出しないとき
- 条例に規定されたNPO法人が、条例に規定される必要がなくなった申出をしたとき
- 虚偽の申出により条例に規定されたと明らかになったとき
- その他市長が認めるとき

<参考>主な申出書類の記載例

<条例の規定を受けるために提出が必要なもの>

様式名	書類の名称等	記載例 ページ
様式第1号	市川市控除対象特定非営利活動法人申出書	P.13
様式第2号	寄附者実績 ※当該事業年度の1事業年度前及び2事業年度前の実績を記載	P.15
様式第3号	寄附者名簿	P.16

<条例の規定を受けたあとに提出が必要なもの>

様式名	書類の名称等	記載例 ページ
様式第5号	市川市控除対象特定非営利活動法人実績報告書	P.17
様式第2号	寄附者実績 ※当該事業年度及び1事業年度前の実績を記載	P.15
様式第3号	寄附者名簿	P.16

※その他書類の記載等についてご不明な点がある場合は、NPO・市民活動支援課までお問合せください。

(例:市川市控除対象特定非営利活動法人条例規定事項変更申出書(様式第6号))

市川市控除対象特定非営利活動法人申出書

平成24年10月22日

●申出をする日

市川市長

地方税法第314条の7第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 申出者

主たる事務所の所在地	〒272-0021 千葉県市川市八幡3-4-1-209 電話番号 (047) 326-1284 FAX番号 (047) 326-1278		
フリガナ	トクテイヒエイリカツドウハウジン イチカワボランティア		
法人の名称	特定非営利活動法人 市川ボランティア		
フリガナ	イチカワ ○○		
代表者氏名	市川 ○○		
設立年月日	平成20年4月1日	●履歴事項全部証明書の法人成立の年月日	
事業年度	開始日	平成24年4月1日	●申出時の事業年度の開始日、終了日
	終了日	平成25年3月31日	

具体的な事業内容	実施年月日	実施場所	受益対象者の人数
NPO、ボランティアセンター運営事業	平成24年4月～平成25年3月	市川市 (アクス本八幡2F)	6,500人
夏休み体験ボランティア事業 (情報誌作成、配布)	平成24年7月～平成24年8月	市川市全域 (主に、学校、広報スタンドなど)	1,500人
ボランティア、市民活動団体の スキルアップ研修	平成25年1月	市川市 (アクス本八幡2F研修室)	200人
●定款に記載されている事業名を記入してください。	●申出時の事業年度における事業を列挙してください。	●市川市内で事業を行っているかの判断をしますので、具体的に記入してください。	●受益対象者数は、できる限り具体的な人数を記入してください。

2 現に行っている事業

事業名	具体的な事業内容	実施場所	受益対象者の人数	寄附金充当予定額
ボランティア、市民活動団体のスキルアップ研修	外部講師から、団体運営のノウハウ（会計、法律など）を学ぶ	アクス本八幡2F	200人	400,000円
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f2f7;"> <p>● 申出時の事業年度における寄附金を充当する予定の事業を列挙してください。</p> </div>				

3 寄附金を充当する予定の事業

【重要】

- 1 控除対象特定非営利活動法人として市川市税条例に名称等を規定するに当たり、市税の納付状況について確認することに同意します。
- 2 この申出書及びこの申出書の添付書類（法人の代表者印及び寄附者名簿（様式第3号）を除く。）を市川市のホームページ等で公表することに同意します。
- 3 特定非営利活動促進法を遵守し、同法に違反したときは、市川市税条例の規定から名称等を削除されても異議はありません。

上記【重要】の1～3を必ずお読みいただいた上で、代表者の方の記名をしてください。

● 申出をする日

平成24年10月22日

法人の名称 NPO 法人 市川ボランティア

代表者氏名 市川 ○○

寄附者実績

平成24年10月22日

市川市長

●申出日（新規）
●実績報告日（継続）

主たる事務所の所在地	〒272-0021 千葉県市川市八幡3-4-1-209 電話番号 (047) 326-1284 FAX番号 (047) 326-1278
フリガナ	トクテイヒエイリカツドウハウジン イチカワボランティア
法人の名称	特定非営利活動法人 市川ボランティア
フリガナ	イチカワ タロウ
代表者氏名	市川 ○○

直近の2事業年度の寄附者の実績は、下記のとおりです。

●直近の事業年度を①に記入 記 ●2事業年度前を②に記入

直近の2事業年度	①（平成23年度）	②（平成22年度）
		平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
寄附金収入総額	円	円
寄附金額ごとの寄附者数内訳（個人に限る。）	●該当年度の活動計算書を参考に記入してください。	
999円以下	人	人
1,000円～1,999円	人	人
2,000円～2,999円	5 人	5 人
3,000円～3,999円	20 人 (a)	25 人 (e)
4,000円～4,999円	10 人 (b)	10 人 (f)
	10 人 (c)	10 人 (g)
	45 人	50 人
	(b)+(c)	(e)+(f)+(g)
	40 人 (d)	45 人 (h)
	出した寄附者数 [(d)+(h)] ÷ 2	42 人

※寄附者人数をカウントする時の注意※

- 個人の寄附のみが対象
- 市外居住者の寄附も対象
- 事業年度ごとに同一人物の寄附は合算し1人とカウント
- 生計を一にする同一世帯は、本人、配偶者、子などを合算して1人とカウント
- 役員、役員と生計を一にする者は対象外

●2事業年度における平均は、小数点以下を切り捨ててください。

活動法人申出書（以下「申出書」と記載）を提出する事業年度の1事業年度前（前年度）の内容を記入すること。
活動法人実績報告書にこの書類を添付するときは、「①」の欄には当該事業年度の内容を記入すること。
は、正会員等から支払われた会費を含めないこと。また、正会員等から収入総額及び寄附者数に含めて記入すること。
については、寄附金をした全ての者の数を該当欄に記入すること。

●様式第2号 寄附者実績に記入した年度毎に作成してください。

寄 附 者 名 簿

法人の名称	特定非営利活動法人 市川ボランティア	事業年度	平成23年度（様式第2号の①の年度） （平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
-------	-----------------------	------	---

●2012/10/10と入力すると和暦に変換します

寄附者の氏名（名称）	住所（事務所の所在地）	寄附金の額	受領年月日
1 市川株式会社（法人）	市川市八幡1-1-1	200,000 円	平成23年4月2日
2 鬼高 次郎（役員）	市川市鬼高1-1-1	5,000 円	平成23年4月2日
3 若宮 三郎	市川市若宮1-1-1	3,000 円	平成23年4月2日
4 菅野 四郎	市川市菅野1-1-1	3,000 円	平成23年4月10日
5 国府台 五郎（NO.15と同一人）	市川市国府台1-1-1	1,000 円	平成23年4月10日
6 国分 六郎	市川市国分1-1-1	10,000 円	平成23年5月15日
7 曾谷 七郎	市川市曾谷1-1-1	5,000 円	平成23年5月15日
8 真間 八郎	市川市真間1-1-1	1,000 円	平成23年5月15日
9 須和田 花子	市川市須和田1-1-1	5,000 円	平成23年5月15日
10 小岩 松子	東京都江戸川区小岩1-1-1	3,000 円	平成23年5月16日
11 新橋 竹子	東京都港区新橋1-1-1	3,000 円	平成23年5月16日
12 大洲 梅子（賛助会費）	市川市大洲1-1-1	5,000 円	平成23年5月16日
13 平田 幸子	市川市平田1-1-1	10,000 円	平成23年5月16日
14 平田 恵子（No.13 平田 幸子とは別生計）	市川市平田1-1-1	5,000 円	平成23年5月16日
15 国府台 五郎（NO.5と同一人）	市川市国府台1-1-1	10,000 円	平成23年6月17日
16		円	
17		円	
18		円	
19		円	
20		円	
21		円	
22		円	
23		円	
24		円	
25		円	
26		円	
27		円	
28		円	
29		円	
30		円	
小 計（ 1 枚目／全 3 枚中）		269,000 円	
合 計		円	

●受領年月日順に記入してください。
 ●金額に係らず全ての寄附者（法人等を含む）・寄付金額を記入してください。
 ●役員、法人、賛助会費等は、氏名の後ろに（ ）で明記してください
 ●同一住所、同一氏であっても生計を別にする（寄付を合算しない）ことを確認した場合は（No.●●の●●とは別生計）と明記してください。

※寄附の考え方
 ●市外居住者の寄附も対象です。
 ●正会員からの寄附は、会員特典などの対価がない場合は対象です。
 ●会費は賛助会員（個人）のみ対象とします。（対価がある場合は除く）
 ●現物寄附を換金し、3,000円以上になった場合は対象とします。

●複数枚になる場合は、それぞれのページに小計のみ記入。最終ページには、小計、合計金額を記載ください。
 最終ページの合計金額は、様式第2号の寄附金収入総額と同額になります。（賛助会費を寄附金に参入する場合を除く）

備考 この書類は、寄附者実績（様式第2号）の「直近の2事業年度」の欄に記載した事業年度ごとに作成すること。

上記の事項は、事実と相違ありません。

●申出をする日

平成24年10月22日

法人の名称 特定非営利活動法人 市川ボランティア
 代表者氏名 市川 ○○

市川市控除対象特定非営利活動法人実績報告書

平成25年6月22日

●実績報告をする日

市川市長

主たる事務所の所在地	〒272-0021 千葉県市川市八幡3-4-1-209 電話番号 (047) 326-1284 FAX番号 (047) 326-1278
フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジン イチカワボランティア
法人の名称	特定非営利活動法人 市川ボランティア
フリガナ	イチカワ ムム
代表者氏名	市川 ムム
事業年度	平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

事業年度が終了したので、下記のとおり報告します。

記

1 現に行った事業

具体的な事業内容	実施年月日	実施場所	受益対象者の人数
NPO、ボランティアセンター運営事業	平成24年4月 ～平成25年3月	市川市 (アクス本八幡2F)	6,832人
夏休み体験ボランティア事業 (情報誌作成、配布)	平成24年7月 ～平成24年8月	市川市全域 (主に、学校、 広報スタンドなど)	1,780人
ボランティア、市民活動団体の スキルアップ研修	平成25年1月 ～2月(3回)	市川市 (アクス本八幡2F研修室)	168人
●定款に記載されている事業名に沿って記載してください。	●実際に行なった事業を列挙してください。	●市川市内で事業を行っているかの判断をしますので、具体的に記入してください。	●受益対象者数は、できる限り具体的な人数を記入してください。

2 寄附金を充当した事業

事業名	具体的な事業内容	実施場所	受益対象者の人数	寄附金充当額
夏休み体験ボランティア事業 (情報誌作成、配布)	市役所、および市内市民活動団体からボランティア募集情報を集め冊子にまとめて市内の小・中・高・大学、市の施設などで配布。若者にボランティア活動を体験してもらうことにより、	市川市全域 (主に、学校、 広報スタンドなど)	1,780人	20,000円
ボランティア、市民活動団体のスキルアップ研修	外部講師を招き、市民活動団体の運営方法などについて学ぶための研修会を実施。	市川市 (アクス本八幡 2F 研修室)	168人	200,000円
<p>●実際に寄附金を充当した事業を列挙してください。</p>				<p>●寄附者実績の「寄附金収入総額」と一致すること。</p>

【重要】

この実績報告書及びこの実績報告書の添付書類（法人の代表者印及び事業年度の地方税法第314条の7第4項に規定する寄附者名簿の写しを除く。）を市川市のホームページ等で公表することに同意します。

●実績報告をする日

平成25年6月22日

法人の名称 NPO 法人 市川ボランティア

代表者氏名 市川 〇〇

条例規定制度に係る書類一覧

	書類の名称等	公開
申出時	市川市控除対象特定非営利活動法人申出書(様式第1号)	○
	様式第2号寄附者実績(様式第2号) ※当該事業年度の1事業年度前および当該事業年度の2事業年度前の内容を記載	○
	様式第3号寄附者名簿(様式第3号)	×
	定款(写し)	○※
	特定非営利活動法人として設立の認証を受けたことを証する書類(写し)	○※
	履歴事項全部証明書(原本)(交付から3ヶ月以内を目安にしてください。)	○※
	事業報告書等の写し(所轄庁に提出した写し) 1 直近の事業年度の事業報告書 2 直近の事業年度の活動計算書 3 直近の事業年度の貸借対照表 4 直近の事業年度の財産目録 5 直近の事業年度の年間役員名簿 6 直近の事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面	○※
	役員名簿(特定非営利活動促進法第28条第2項に規定する役員名簿)の写し	×
	寄附に対価がないこと等に関する確認書	×
	その他市長が必要と認める書類	×
条例規定後 (毎年事業年度終了後3ヶ月以内)	市川市控除対象特定非営利活動法人実績報告書(様式第5号)	○
	事業報告書等(所轄庁に提出した写し) 申出時と同様の書類	○※
	寄附者実績(様式第2号) ※当該事業年度および当該事業年度の1事業年度前の内容を記載。	○
	寄附者名簿(当該事業年度の地方税法第314条の7第13項に規定する寄附者名簿の写し) ※様式第3号を参考に作成してください。また、名簿は5年間保管してください。	×
変更時	市川市控除対象特定非営利活動法人条例規定事項変更申出書(様式第6号) ※法人の名称又は主たる事務所の所在地に変更があった場合は、履歴事項全部証明書(原本)を添付(交付から3ヶ月以内を目安にしてください。)	○
取消時	市川市控除対象特定非営利活動法人条例規定事項削除申出書(様式第7号)	○

(備考) 公開に○のついた書類は、市川市のホームページ等で公表する書類です。

○※のついた書類は、千葉県NPO・ボランティア情報ネットで公表される書類です。